

石垣島川平湾沖に座礁した外国漁船撤去に国と県の支援を 求める要請決議

本年9月27日、台風17号の影響で石垣島川平湾沖に座礁した外国漁船（119トン、モンゴル船籍、船主イラン）の撤去が、船主との交渉が難航しており、撤去作業の目処がたっていない。

外国漁船が座礁した川平湾は、西表石垣国立公園の指定地域で、国の名勝に指定されている石垣島を代表する景勝地である。

また、石垣島には沖縄県で唯一指定されている保護水面が2箇所あり、外国漁船が座礁した場所は、その保護水面の指定地域となっている。

当市では、座礁した外国漁船から油が流出したため、総量2万550リットルの油の抜き取り作業を行い、その費用360万円を一時立て替えるなどの他、当該漁船の現状悪化を防ぐ対策等も行っているが、座礁した外国漁船の状態は、日に日に悪化しており、高波で横転したりすると、更に莫大な撤去費用を要することになり、過去の外国船籍座礁船の事例にあるように放置船となれば、川平湾の景観や保護水面の海洋生物に多大な悪影響を及ぼすことになる。

座礁した外国漁船が、船籍、船主とも外国で、保険契約違反で保険の適用も受けられないことから、地方自治体の権限で撤去や撤去に係る費用を捻出することは非常に困難である。

よって、当市議会は、国と県に対し、川平湾沖に座礁した外国漁船の撤去に早急な支援を求めることを強く要請するとともに、このような座礁船の撤去に係る国の法整備、制度構築が必要である。

以上 決議する。

平成28年11月24日

石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、総務大臣、国土交通大臣、海上保安庁長官、沖縄及び北方対策担当大臣、水産庁長官、沖縄県選出国會議員、沖縄県知事、沖縄県議会議長、八重山選出県議会議員